

一般社団法人白馬村スキークラブ概要

* 総則

(名称)

当法人は、一般社団法人白馬村スキークラブ（英文名 HAKUBA SKI CLUB）と称する。

(事務所)

当法人は、主たる事務所を長野県北安曇郡白馬村に置く。

(目的)

当法人は、会員のスポーツ精神に基づく友愛と信頼のうえに立ち、相互の親睦を図り、スキーを通じて心身を養い、互いに切磋琢磨し技を磨き、進んで社会の発展に貢献するとともに、指導者の養成及び選手の育成・強化を図り、併せて公益財団法人全日本スキー連盟・公益財団法人長野県スキー連盟・白馬村、その他必要な行事に協力し、地域発展に寄与することを目的とする。

(事業)

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スキー競技選手の育成・強化
- (2) スキー指導者の養成
- (3) スキーの普及及び技術の向上のための各種講習会の開催
- (4) 各種スキー競技会の主催・主管・後援
- (5) 白馬村公共施設の管理運営業務受託
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

* 会員

(種別)

当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員（白馬村に住所を有する者）

- ア 当法人の目的に賛同し、スキーと白馬村を愛するスキー関係者
- イ 当法人の活動及び事業を推進できる者

ウ 当法人の諸行事に年2回以上参加できる者

(2) 準会員（白馬村に住所を有しない者）

ア 当法人の目的に賛同し、スキーと白馬村を愛するスキー関係者

イ 当法人の諸行事に年1回以上参加できる者

(3) 賛助会員

ア 当法人の事業を賛助する個人、法人及び団体

(入会)

正会員又は準会員として入会しようとする者は、理事2名の推薦により入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は準会員となる。

2 賛助会員として入会しようとする者は、賛助会員申込書を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

正会員又は準会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 年会費を2年間滞納したとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は会員である法人又は団体が解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

会員が資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。